

「平成20年度の消費者相談について（速報）」の一部訂正について

平成21年8月、ホームページに掲載しました「平成20年度の消費者相談について（速報）」の中で一部誤りがありましたのでお詫びして訂正します。

なお、訂正箇所は下記のとおりで、現在ホームページには訂正後のものを掲載しております。

記

本文中の25頁1行目から9行目

正	<p>返品に関するルールが変わります。</p> <p>平成21年12月1日から改正特定商取引法が施行され、通信販売業者が通信販売の広告の中で、契約申込みの撤回に関する特約を記載していない限り、当該売買契約については、商品が引き渡された日又は指定権利の移転を受けた日から起算して8日間は<u>返品</u>が認められます。ただし、広告の中で返品不可等の特約が記載されている場合には、特約が優先され<u>返品</u>はできませんので、注意が必要です。</p> <p>なお、<u>返品</u>をする場合の商品の引取りや返還に要する費用は、<u>原則</u>、購入者の負担になります。</p>
誤	<p>返品に関するルールが変わります。</p> <p>平成21年12月1日から改正特定商取引法が施行され、通信販売業者が通信販売の広告の中で、契約申込みの撤回に関する特約を記載していない限り、当該売買契約については、商品が引き渡された日又は指定権利の移転を受けた日から起算して8日間は<u>クーリング・オフ</u>が認められます。ただし、広告の中で返品不可等の特約が記載されている場合には、特約が優先され<u>クーリング・オフ</u>はできませんので、注意が必要です。</p> <p>なお、<u>クーリング・オフ</u>をする場合の商品の引取りや返還に要する費用は、購入者の負担になります。</p>